解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十日

東京都荒川区町屋六丁目九番七号

島石教会

清算人　小島　豊

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年九月二十九日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十日

東京都足立区千住三丁目六五番地

医療法人社団済善会

清算人　碓井　剛

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十日

石川県野々市市三日市二丁目二二三番地

野々市市市北西部土地区画整理組合

清算人代表　黒山　茂

解散公告（第三回）

当市街地再開発組合は、平成二十九年十月十日兵庫県知事の認可公告により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十日

兵庫県三田市中央町九番五号

三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合

代表清算人　西中　雅一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年九月二十九日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十日

愛媛県大洲市大洲六九〇番地の一

大洲市土地開発公社

代表清算人　清水　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区東中田二丁目六七番地八、最後の住所仙台市太白区東中田二丁目七番三〇―七〇二号　被相続人　亡　佐藤　慎一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

宮城県名取市植松四丁目一八番三一号サンベルデ二〇一号

相続財産管理人　司法書士　飯田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市行仁町一六七番地、最後の住所福島県会津若松市中町二番三七号

エクセレント中町二〇三号　被相続人　亡　大島　広之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

福島県会津若松市大町一丁目九番二七号

佐藤ビル二階　弁護士法人れいわ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市荒川沖一二〇九番地、最後の住所茨城県土浦市荒川沖西二丁目一六番七号　被相続人　亡　松村　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

事務所茨城県つくば市二の宮三丁目二番地

八第一芳村ビル三〇二つくば紫峰法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉岡　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市櫻野二〇二番地、最後の住所栃木県さくら市向河原四〇九五番地氏家病院内　被相続人　亡　福田　名男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

栃木県宇都宮市昭和一丁目七番九号宇都宮中央ビル　宇都宮中央法律事務所

相続財産管理人　海老原　輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県日高市大字台一七〇番地、最後の住所埼玉県日高市大字台一七〇番地三　被相続人　亡　岡村　長一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

埼玉県川越市脇田本町一五―二二　ニューパレスビル別館四階　川越駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市牧丘町倉科六〇六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　辨一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤巻　俊一

第15期決算公告

平成29年10月20日　名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株式会社ジャパーナ

代表取締役　水野　敦之

貸借対照表の要旨　（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,873,879	流動負債	3,681,201
固定資産	1,094,626	固定負債	19,050
		株主資本	10,248,351
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,651,652
		資本準備金	2,641,652
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	7,546,699
		その他利益剰余金	7,546,699
		（うち当期純利益）	（965,121）
		評価・換算差額等	19,902
		繰延ヘッジ損益	19,902
資産合計	13,968,506	負債・純資産合計	13,968,506

第23期決算公告

平成29年10月20日

岡山県高梁市正宗町1905番地

株式会社SIGNAL　BLUE

代表取締役　中田　公人

貸借対照表の要旨

（平成29年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,295	流動負債	236,487
固定資産	798,377	固定負債	11,104
繰延資産	22	株主資本	649,103
		資本金	60,000
		資本剰余金	24,477
		その他資本剰余金	24,477
		利益剰余金	584,626
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	579,626
		（うち当期純利益）	（57,831）
		自己株式	△20,000
資産合計	896,695	負債・純資産合計	896,695